

一般管理経費化の仕組みについて

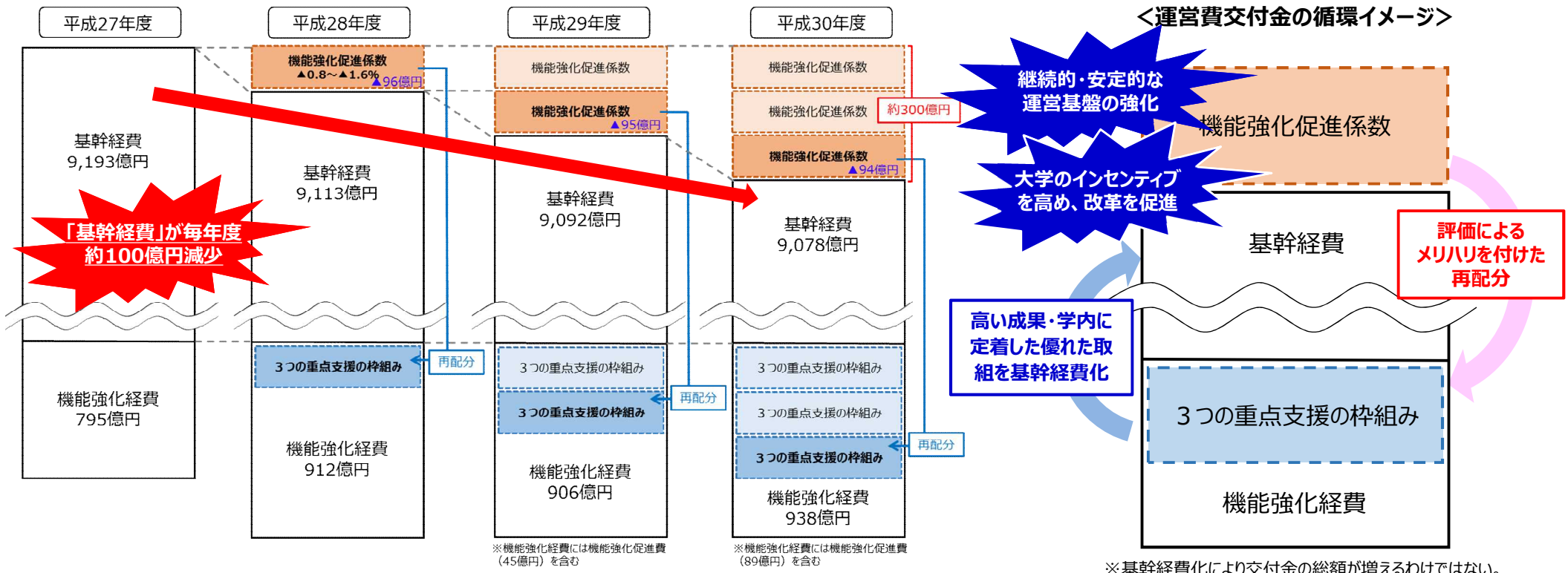


国立大学法人における機能強化経費からの基幹経費化の仕組みについて

基幹経費化の必要性

- 第3期中期目標期間における運営費交付金の配分については、「3つの重点支援の枠組み」により、「**基幹経費**」の一部を機能強化促進係数として拠出の上、各大学の評価指標に基づく評価を踏まえ、メリハリ付けて「**機能強化経費**」に再配分。
- これにより、**第3期中期目標期間の6年間で約600億円が「基幹経費」から「機能強化経費」に移行**することとなり、**大学の裁量で収益化が可能な基幹経費が減少し、大学の継続的・安定的な運営が困難**となる。

- このため、平成29年度予算より、機能強化に向けて重点支援を行った取組のうち、**高い成果を上げ、学内に定着した優れた取組については、予算の区分を「機能強化経費」から「基幹経費」に組み替える「基幹経費化」の仕組みを実施**。
- これにより、運営費交付金を増額させることなく、**大学の改革へのインセンティブを高め、機能強化における取組を促進するとともに、各大学の継続的・安定的な運営基盤の強化が可能**となる。



平成30年度予算における件数及び基幹経費化額

- 有識者会議における評価に基づき、機能強化における取組のうち、**41大学70件の取組を選定の上、約63億円を基幹経費化**。(平成29年度予算：27大学57件、約53億円)

平成31年度国立大学法人運営費交付金等の重点支援に係る概算要求の方向性について（抜粋）

1. 重点支援の基本的な枠組みについて

（5）優れた実績のある取組を対象とした「基幹経費化」の実施

「基幹経費化」については、平成30年度予算において、「機能強化促進分（法人運営活性化支援分を除く）」または「機能強化促進費」として**予算が配分**され、かつ下記に該当する**優れた実績のある取組を対象**として、各大学からの要望を踏まえ、その一部もしくは全部の予算上の区分を「機能強化促進分（法人運営活性化支援分を除く）」または「機能強化促進費」から「基幹経費」に組み替える仕組みである。なお、**各大学に交付される運営費交付金が追加で配分されるものではない。**

- ・ 平成28年度以前から継続的に取組がなされているものであり、学内の基盤的な取組として位置付けられているもの。
- ・ 平成30年度時点で学部等の組織が設置されており、学内の恒常的な取組として位置付けられているもの。

また、「基幹経費化」にあたっては、各大学から概算要求時に提出される調書に基づき、**次のような観点を確認**することとする。なお、「基幹経費化」の対象となる経費については、**人件費相当額及び運営費を中心として対象とする経費を精査**した上で、文部科学省において決定する（「基幹経費化」の規模については、**全体として30～50億円程度を想定。**）。なお、「基幹経費化」を要望する取組については、その**成果や効果を対外的に説明できるよう、当該取組に係る成果指標（KPI）を提示**の上、アウトプットやアウトカムといった**成果や効果などの実績を、調書において明確に示す**こと。

- ・ 当初の**目標に対して果たした役割**やこれまでの**具体的な取組内容**、機能強化に資する**主な成果や効果**などの**実績が明確に示されているか。**
- ・ 基幹経費として**継続的に実施する必要性が明確に示されているか。**
- ・ 基幹経費化された後の**展望が明確に示されているか。**

※下線・太字は事務局で追加。

（参考）基幹経費と機能強化経費の違い

基幹経費・・・期間進行基準において収益化される経費であり、大学の裁量で決定でき、継続的・安定的に経費が見込めるもの

機能強化経費・・・業務達成基準において収益化される経費であり、特定目的に使用する必要がある経費



○国立高等専門学校**の機能強化を図るため、どのような制度（ルール等）を設けて実施することが適当か。**

1. 対象経費の種類（振替財源）

国立高等専門学校機構	国立大学法人※
①特別教育研究経費	①機能強化促進分（法人運営活性化支援分を除く） （運営費交付金）
②該当なし	②機能強化促進費（補助金）

※国立大学法人は、運営費交付金の機能強化経費「機能強化促進分」と、「国立大学法人機能強化促進補助金（機能強化促進費）」により、機能強化のための重点支援が行われている。

2. 一般管理経費化するためのルール

国立高等専門学校機構	国立大学法人
①平成31年度※1以前から継続的に取組がなされているもの	①平成28年度※1以前から継続的に取組がなされているもの
② 機構本部又は高専内 の基盤的な取組として位置付けられているもの	②学内の基盤的な取組として位置付けられているもの
③平成30年度時点※2で学科等の組織が設置されているもの	③平成30年度時点※2で学部等の組織が設置されているもの
④ 機構本部又は高専内 の恒常的な取組として位置付けられているもの	④学内の恒常的な取組として位置付けられているもの

※1 国立高等専門学校機構における第4期中期目標期間の開始年度は平成31年度。
国立大学法人における第3期中期目標期間の開始年度は平成28年度。

※2 概算要求する年度の前年度までに組織が設置されているものであり、新規要求する事柄を一足飛びに一般管理経費化（基幹経費化）するものではない。

3. 一般管理経費化の対象となる経費

国立高等専門学校機構	国立大学法人
①人件費相当額 ②運営費	①人件費相当額 ②運営費

4. 一般管理経費化の規模

国立高等専門学校機構	国立大学法人
○ 1～2億円程度を想定。 →第3期中期目標期間中に措置された特別教育研究経費（基盤的設備の整備を除く）の約6～11%。	○ 30～50億円程度を想定。 →「機能強化促進係数」による財源（約100億円）を確保した上で、毎年度新たに再配分される経費の約30%～50%。

※国立高等専門学校機構の特別教育研究経費については、社会ニーズ等を踏まえ、政策的にトップダウンで実施する事業（例：情報セキュリティ人材の育成等）や、各高専のボトムアップで実施する事業（“KOSEN（高専）”4.0イニシアティブ等）がある。
また、「日本型高等専門学校教育制度の海外展開」のように、機構本部が直接取り組む事業があることに留意。

5. 取組に係る成果指標（KPI）の設定

国立高等専門学校機構※	国立大学法人
<p>①当初の目標に対して果たした役割やこれまでの具体的な取組内容、教育の質保証、各高専の強み・特色の伸長、高専教育の高度化・国際化に資する主な成果や効果などの実績が明確に示されているか。</p> <p>②一般管理経費として継続的に実施する必要性が明確に示されているか。</p> <p>③一般管理経費化された後の展望が明確に示されているか。</p>	<p>①当初の目標に対して果たした役割やこれまでの具体的な取組内容、機能強化に資する主な成果や効果などの実績が明確に示されているか。</p> <p>②基幹経費として継続的に実施する必要性が明確に示されているか。</p> <p>③基幹経費化された後の展望が明確に示されているか。</p>

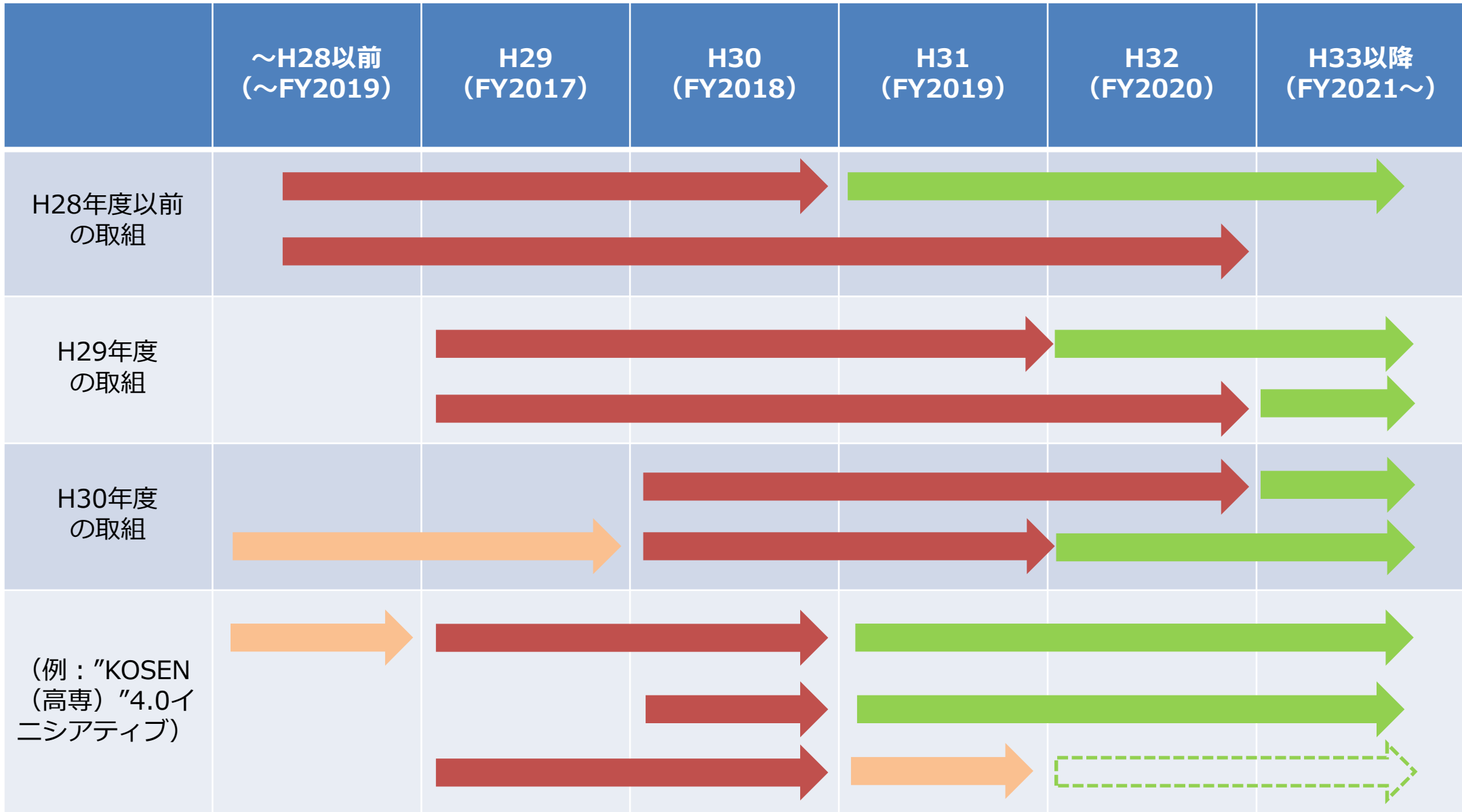
6. 対象事業の選定方法（案）

国立高等専門学校機構	国立大学法人
<p>○国立高等専門学校機構に「一般管理経費化に関する外部有識者会議（仮称）」を設置。</p> <p>○当該会議での意見を踏まえ、一般管理経費化する候補を選定し、文部科学省に概算要求。</p> <p>○具体の体制等については、今後検討が必要。</p>	<p>○文部科学省に設置した「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」を設置。</p> <p>○当該検討会での意見を踏まえて対象候補を選定。</p>

一般管理経費化のルールを検討（案）④

7. 一般管理経費化の対象となる期間の考え方

■ : 特別教育研究経費 ■ : 他の財源
■ : 一般管理経費



※便宜上、平成31.5月以降も平成を用いている。